

東みよし町学校給食費保護者負担軽減事業の概要について

1 趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援事業として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内の小学生及び中学生の保護者等が負担する学校給食費の負担軽減を図る。

2 実施期間 令和7年4月1日～令和8年2月28日

3 負担軽減額

上記期間内の学校給食費等の負担軽減のため、小学生1食あたり260円、中学生1食あたり280円を上限に補助金を交付します。

4 対象者

- ① 町内の小中学校に在籍している児童生徒とともに、東みよし町内に住所を有している保護者の方
- ② 町内の小中学校以外（他市町村立学校・私立学校・県立支援学校 等）に就学している児童生徒とともに、東みよし町内に住所を有する保護者の方
- ③ その他町長が認める者

ただし、町内の小中学校に在籍しているが、児童生徒とともに居住地が町外である保護者の方、生活保護費や就学援助費等の受給により、給食費の全額について保護者負担がない方は対象外となります。

5 申請手順

- ① 町内の小中学校に在籍して給食を食べている方は、学校長が一括して申請をします。在籍している学校長から案内がありますので委任状を提出してください。（この場合、補助金はそのまま給食費に充てられます。）
- ② 町内の小中学校に在籍して持参した昼食を食べている方やその他の方で対象となる方には令和8年2月上旬頃に補助金申請のご案内をさせていただきます。
- ③ 対象になると思われる方で2月中旬までに案内が届かない場合は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 東みよし町教育委員会 学校教育課
tel 0883 - 79 - 3630
又は 東みよし町学校給食センター
tel 0883 - 82 - 2157